

福岡市指名基準の運用基準

福岡市指名基準を適用する場合の運用基準を次のように定める。

1 第1条ただし書き

- (1) 次に掲げる工事の請負契約については、当該工事の予定金額に対応する等級より上位の等級に認定されている者も指名できるものとする。
 - ア 特別の技術，資材等を要する工事
 - イ 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事
- (2) 当該工事の予定金額に対応する等級に認定されている有資格者が不足する場合その他必要と認める場合は、直近の上位又は下位の等級に認定されている者を指名することができる。この場合においては、原則として、当該工事の予定金額に対応する等級の有資格者の数を指名するすべての業者数の2分の1以上となるように指名するものとする。

2 第3条第1項

第1号

次に掲げる事項を考慮して指名するものとする。

- (1) 当該工事と同種の工事の施工実績
- (2) 本市発注工事に係る工事成績
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 技術者の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件

第2号

次に掲げる事項を考慮して指名するものとする。

- (1) 受注の状況
- (2) 指名の状況
- (3) 業者の希望する工事種別

第3号

次に掲げる事項を考慮して指名するものとする。

- (1) 贈賄事件，談合，独占禁止法違反その他の不誠実な行為の有無
- (2) 経営の状況
- (3) 工事における安全管理，労働福祉等の状況
- (4) 社会貢献優良企業として本市の認定を受けたもの